

公立学校施設等の整備に関する提言

公立学校施設等の整備を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 公立学校施設等の耐震化事業及び耐震補強事業と同一棟の改修工事等を計画的に推進できるよう、必要な財源を確保するとともに、財政措置の拡充を図ること。
特に、補助単価等については、地域の実態に即した見直しを行うこと。
2. 公立学校施設について、都市自治体が新增築・老朽化対策等を計画的に推進できるよう、所要の予算を確保するとともに、早期に交付決定を行うこと。
また、補助単価等について、地域の実態に即した見直しを行うなど、財政措置の拡充を図ること。
3. 学校 I C T環境整備について、十分な財政措置を講じること。
4. 公立中学校の武道場整備について、適切な財政措置を講じること。
5. 国有の学校用地については、無償譲渡又は無償貸付とし、改築承諾料の徴収を廃止すること。
6. 「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（通知）」等に定められている国庫納付返還金に係る諸規定について、都市自治体が当該学校施設を有効活用できるよう、一層の見直しを行うこと。
7. 小中学校の統廃合等に伴う経費について、地域の実態を踏まえ、財政措置の拡充を図ること。
8. 東日本大震災関係について
公立学校施設の高台移転について、用地取得や造成に要する費用に対する支援制度の柔軟な運用を図るとともに、事業の長期化を見据え、必要な財源を確保すること。